別記様式５

千葉県総合教育センター視聴覚ライブラリー映像資料（複製ＤＶＤ）の貸出しについて

千葉県総合教育センター

平成２３年６月３０日付けで，放送済みの千葉県教育放送番組の複製について，千葉県と千葉テレビ放送株式会社とで覚書を締結しています。

　　ついては，本センターにて作成した複製物の貸出しに際しては，覚書の第５条（複製物貸し出しの条件）により，複製を行わないことを誓約していただきます。

　　以下の項目に，記入をお願いします。

　千葉県総合教育センター所長　様

誓 約 書

千葉県総合教育センター視聴覚ライブラリー映像資料（複製ＤＶＤ）の貸出しに当たり，以下の作品の複製をしないことを誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 教材番号 | 作　品　名 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　月　　日

所属

氏名

覚　　書（案）

写

　放送済みの千葉県教育放送番組の複製について、千葉県（以下「甲」という。）と千葉テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

第１条（目的）

乙がこれまで１６ミリフィルム等で納品した千葉県教育放送番組を甲が複製する場合には、教育や福祉など公益を目的とした貸し出し業務に限り、行えることとする。

第２条（複製の条件）

甲が千葉県教育放送番組の複製を行う際は、著作権法第３５条第１項の規定に従い､特に下記の条件を満たすこと。

1. 教育機関が複製を行うこと
2. 営利を目的とする教育機関が複製を行わないこと
3. 必要な限度内の部数の複製を行うこと
4. 慣行があるときは出所の明示を行うこと

第３条（複製に掛かる費用の負担）

甲が千葉県教育放送番組を複製する際に生じる費用については、全額、甲が負担するものとする。

第４条（権利処理）

甲が千葉県教育放送番組を複製する際に生じる諸権利処理に関する業務は、すべて甲が行うこと。また、その際に生じる費用も全額、甲が負担するものとする。

第５条（複製物貸し出しの条件）

甲が複製物を貸し出す場合、下記の条件を満たすものとする。

1. 貸出先は教育機関であること
2. 個人に対して貸し出しを行わないこと
3. 複製物の複製が行われないよう、借主に対して誓約を行わせること

第６条（補則）

甲が千葉県教育放送番組を複製する際、乙に対して生じる費用はないものとする。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２３年６月３０日

　　　　　　　　　　　　　　（甲）　千葉市中央区市場町１番１号

千葉県教育委員会

教育長　　　　　　鬼澤　佳弘

（乙）　千葉市中央区都町１丁目１番２５号

千葉テレビ放送株式会社

代表取締役社長　　中野　康男